

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る  
富山地方労働審議会の意見に関する公示

富山労働局一般公示第8号

令和8年2月10日富山地方労働審議会から富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年2月25日までに、富山労働局長（富山市神通本町1丁目5番5号）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和8年2月10日

富山労働局長  
小島 悟司



記

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る富山地方労働審議会の意見要旨

- 1 最低工賃を適用する家内労働者  
富山県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 最低工賃を適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
電子部品	手工具（ハンドプレスを除く。）を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 45銭
コネクタ	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）		1端子につき 50銭

- 4 効力発生の日 法定どおり

別紙

異議申出書

令和8年2月10日貴殿が公示した富山県電気機械器具製造業最低工賃に係る富山地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住所

氏名

富山労働局長 小島 悟司 殿